

控除額について

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除してください。
 (例. 5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。

年齢の基準日は令和2年6月15日とします。

控除の種類	範 囲	控除額 (1人につき 年間)
① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	38万円
寡婦(夫)控除	次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方で、扶養親族のある方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ・妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方、妻の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方 	27万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
老人対象控除 配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者又は扶養親族で、70歳以上の方	10万円
② 特定扶養控除	扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	25万円
障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更正相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など 	27万円
特別障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更正相談所等により重度の知的障がいと判定された方(療育手帳総合判定Aの方) ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など 	40万円

控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。